

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可

水産課

○ 道路の区域変更  
○ 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

〃

〃

○ 土地改良施設の管理規程の変更の認可  
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

耕地課  
治山課

### 【人事委員会】

○ 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

〃

## 目次

担当課（室）

規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

### 【公安委員会】

○ 駐車監視員資格者に係る講習の実施

交通指導課

### 【正誤】

○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤  
（県例規集登載）

人事委員会

◎岡山県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
杉の子薬局	加賀郡古備中央町下加茂1103-9	H28.10.1
さいとう歯科医院	備前市日生町日生910	H28.11.1

◎岡山県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
杉の子薬局	加賀郡古備中央町下加茂1103-9	H28. 9. 30

◎岡山県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社北遊会	岡山市北区下足守1902-1	杉の子薬局	加賀郡吉備中央町下加茂1103-9	H28.9.30
介護予防事業者	有限会社北遊会	岡山市北区下足守1902-1	杉の子薬局	加賀郡吉備中央町下加茂1103-9	H28.9.30

◎岡山県告示第六百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

- 1 名 称 加茂郷漁業協同組合
- 2 所在地 津山市加茂町桑原五五

二 漁業権の免許番号

内共第四号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十八年十二月五日

平成28年12月16日 岡山県公報 第11848号

◎岡山県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで	新	九・三〇 一五・六	一一二・〇
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字常藤森ノ元五三四番一 を経て 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで	新	一〇・八〇 一二・七	一二七・〇
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで	旧	九・三〇 一五・六	一一二・〇

平成28年12月16日 岡山県公報 第11848号

一 道路の種類 一般国道  
 二 路線名 四八二号  
 三 道路の区域

区 域	真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番一 地先から 真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番二 地先まで	区 域	真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番一 地先から 真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番二 地先まで
別 新 旧	旧	別 新 旧	新
幅 員 (メートル)	九・〇 〇 九・六	幅 員 (メートル)	一 二・〇 〇 一四・〇
延 長 (メートル)	五四・〇	延 長 (メートル)	五四・〇

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 北房井倉哲西線  
 三 道路の区域

区 域	新見市法曾字八重垣三四六〇番二地先 から 新見市法曾字佐中平三四八一番一 地先まで	区 域	新見市法曾字八重垣三四六〇番二地先 から 新見市法曾字佐中平三四八一番一 地先まで
別 新 旧	新	別 新 旧	新
幅 員 (メートル)	八・〇 〇 二九・六	幅 員 (メートル)	八・〇 〇 二九・六
延 長 (メートル)	二七五・〇	延 長 (メートル)	二七五・〇

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 布賀地頭線  
 三 道路の区域

高梁市川上町高山字神田五三〇番一地先	高梁市川上町高山字神田五三〇番一地先	区  域
旧	新	別 新旧
七・六〇 一・〇	七・六〇 二八・〇	幅員 (メートル)
四三・六	四三・六	延長 (メートル)

新見市法曾字八重垣三四六〇番二地先か ら 新見市法曾字佐中平三四八一番一地先ま で	旧	で
八・〇〇 一七・〇		
二七五・〇		

平成28年12月16日 岡山県公報 第11848号

◎岡山県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		一般国道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
布賀地頭線	北房井倉哲西線		四八二号			真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地先から 真庭市蒜山吉田字常藤森ノ元五三四番一を経て 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先まで 真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番一地先から 真庭市蒜山上福田字柳添六九〇番二地先まで 新見市法曾字八重垣三四六〇番二地先から 新見市法曾字佐中平三四八一番一地先まで	平成二十八年十二月十六日
		高梁市川上町高山字神田五三〇番一地先					

〔五二三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心の扉

三 代表者の氏名

長谷川香織

四 主たる事務所の所在地

総社市泉一〇番地一七

五 定款に記載された目的

この法人は、「心の病」を抱えた当事者、家族、又学校に行かない子供達と家族に対して、生活支援、相談、交流、研修、啓発活動等の事業を行い、多くの市民の方々と共に互いに学びあい、互いに支えあって生きる豊かな地域を作ることが目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔五二四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イングリッシュサイズ

三 代表者の氏名

福田 聖子

四 主たる事務所の所在地

岡山市中区山崎一四六番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、生涯学習の一環として、英語に触れ親しむことで、オープンマインド、コミュニケーション能力、地球的視野と感覚が養われるよう、伝えたい気持ちやわか  
りたい気持ちを大切にした環境づくりを進めるとともに、この活動を通して、社会の  
コミュニケーションづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事務所の所在地

〔五二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、土地改良施設の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良施設の名称

西原ダム

二 土地改良施設の管理者

勝英土地改良区

三 認可年月日

平成二十八年十二月八日

四 変更の概要

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部耕地課に備え置いて縦覧に供する。）

〔五二六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十八年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作一八	登 録 番 号	
竹本 正義	氏名又は 名称	生 産 事 業 者
真庭市清谷九六二	住 所	
幼苗の育成 以外の 苗木育成	生産事業の 内容	
竹本正義苗 畑住所地に 同じ	事業所の 名称及び 所在地	

◎岡山県人事委員会規則第二十六号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長をすることができる特別の事情）

**第三条の二** 条例第六条第二項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の七第一項中「第六十一条第十九項」を「第六十一条第二十三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年十二月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九八四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、八九四
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、一二八	数
高梁市	選挙区	九、二〇七	数

平成28年12月16日 岡山県公報 第11848号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、五一九	一六、〇一九	一四、四九二	一七、六八二	三七、一二四	一三四、二八九	四六、四六三	二六、七三五	三九、六二二
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、七八三	一三、一〇〇	八、七一二	一三、六九九	一二、三五五	一〇、七一〇	一四、五六八	八、八九六

# 平成28年12月16日 岡山県公報 第11848号

## ◎岡山県公安委員会告示第二百十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月十六日

岡山県公安委員会

### 一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	平成二十九年二月九日及び同月十日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市北区御津中山四四四番地三 岡山県運転免許センター四階 小会議室
考查	平成二十九年二月十七日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

### 二 受講手続

#### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

#### 2 提出先

郵便番号七〇〇一〇八二四

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

#### 3 提出方法

2の提出先へ持参すること。

なお、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

#### 4 提出期間

平成二十九年一月十日（火曜日）から同月二十五日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

### 三 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であつ

ても受付を締め切る。

四 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。  
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 1の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

六 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受理後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 五の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
  - (1) 十八歳未満の者
  - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国  
家公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行  
うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）  
第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の  
指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過  
しないもの
  - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (7) 心身の障害により、確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断又は意  
思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過  
しない者

4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部指導課駐車対策室及び県内の各警察署の交通課又は交通第一課の窓口で、二の4の提出期間内に交付する。また、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部指導課駐車対策室

電話番号 ○八六一二三四一〇一一〇（内線五一四〇）

〔九〕平成二十八年三月二十二日付け（号外）公布期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第十三号）に誤りがあった。

頁・行		
二・三	7級	7級及び6級
二・四	6級	5級
二・五	5級	4級